

「合掌土偶」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき市が所有する合掌土偶に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、合掌土偶に係る文字商標「登録第5283716号」、図形商標「登録第5283717号」及び立体商標「登録第5283718号」とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「合掌土偶」商標使用許可申請書（別記様式第1号）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて市長に提出し、原則として商品の販売開始又は役務の提供開始の前に許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「合掌土偶」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第6条 本件商標の使用許可の期間は、令和8年3月31日までとする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第7条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「合掌土偶」商標使用中止届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標、八戸市又は国宝「合掌土偶」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「合掌土偶」商標使用不許可通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®5283716」、「®5283717」又は「®5283718」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。
- (7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 他者による本件商標の無断使用など、問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。

(使用料)

第11条 本件商標の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第12条 市長は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

別表（第3条関係）

文字商標「登録第5283716号」及び図形商標「登録第5283717号」の指定商品

第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具

電気通信機械器具
家庭用テレビゲームおもちゃ 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
ウエイトベルト 浮袋 運動用保護ヘルメット エアタンク 水泳用浮き板 レギュレーター
レコード メトロノーム 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル
映写フィルム スライドフィルム スライドフィルム用マウント インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ

第14類 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計

貴金属
キーホルダー
身飾品（「カフスポタン」を除く。）
宝玉及びその模造品
時計

第16類 紙、紙製品及び事務用品

紙製包装用容器
家庭用食品包装フィルム 紙製ごみ収集用袋 プラスチック製ごみ収集用袋
衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ
文房具類
印刷物

第25類 被服及び履物

洋服 コート
セーター類 ワイシャツ類 寝巻き類 下着 水泳着 水泳帽
アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 布製幼児用おしめ ネクタイ ネッカチーフ バンダナ 保温用サポーター
マフラー 耳覆い
ずきん すげがさ ナイトキャップ 帽子 防暑用ヘルメット
ガーター 靴下止め ズボンつり バンド ベルト
げた 草履類
運動用特殊衣服 運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）

第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具

おもちゃ 人形
囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム
チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具

第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物

乳製品
卵
肉製品 加工水産品（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。）
かつお節 寒天 削り節 食用魚粉 とろろ昆布 干しのり 干しひじき 干しわかめ 焼きのり
加工野菜及び加工果実
油揚げ 凍り豆腐 こんにゃく 豆乳 豆腐 納豆
お茶漬けのり ふりかけ

第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料

菓子及びパン
角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ 水あめ
穀物の加工品
ぎょうざ サンドイッチ しゅうまい すし たこ焼き 肉まんじゅう ハンバーガー ピザ べんとう ホットドッグ ミートパイ ラビオリ
酒かす
米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦 食用粉類

第31類 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料

野菜（「茶の葉」を除く。）
果実
あわ きび ごま そば とうもろこし ひえ 麦 粳米 もろこし
飼料
種子類
うるしの実

第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ビール
清涼飲料 果実飲料
乳清飲料
飲料用野菜ジュース

第33類 ビールを除くアルコール飲料

日本酒
洋酒 果実酒
薬味酒

立体商標「登録第5283718号」の指定商品

第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具

電気通信機械器具
家庭用テレビゲームおもちゃ 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
ウエイトベルト 浮袋 運動用保護ヘルメット エアタンク 水泳用浮き板 レギュレーター
レコード メトロノーム 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル
映写フィルム スライドフィルム スライドフィルム用マウント インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ

第14類 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計

貴金属
キーホルダー
身飾品（「カフスポタン」を除く。）
宝玉及びその模造品
時計

第16類 紙、紙製品及び事務用品

紙製包装用容器
家庭用食品包装フィルム 紙製ごみ収集用袋 プラスチック製ごみ収集用袋
衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ
文房具類
印刷物

第25類 被服及び履物

洋服 コート
セーター類 ワイシャツ類 寝巻き類 下着 水泳着 水泳帽
アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋
足袋カバー 手袋 布製幼児用おしめ ネクタイ ネッカチーフ バンダナ 保温用サポーター
マフラー 耳覆い
ずきん すげがさ ナイトキャップ 帽子 防暑用ヘルメット
ガーター 靴下止め ズボンつり バンド ベルト
げた 草履類
運動用特殊衣服 運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）

第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具

おもちゃ
囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム
チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具

第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物

乳製品
卵
肉製品 加工水産品（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。）
かつお節 寒天 削り節 食用魚粉 とろろ昆布 干しのり 干しひじき 干しわかめ 焼きのり
加工野菜及び加工果実
油揚げ 凍り豆腐 こんにゃく 豆乳 豆腐 納豆
お茶漬けのり ふりかけ

第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料

菓子及びパン
角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ 水あめ
穀物の加工品
ぎょうざ サンドイッチ しゅうまい すし たこ焼き 肉まんじゅう ハンバーガー ピザ べんとう ホットドッグ ミートパイ ラビオリ
酒かす
米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦 食用粉類

第31類 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料

野菜（「茶の葉」を除く。）
果実
あわ きび ごま そば とうもろこし ひえ 麦 粳米 もろこし
飼料
種子類
うるしの実

第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ビール
清涼飲料 果実飲料
乳清飲料
飲料用野菜ジュース

第33類 ビールを除くアルコール飲料

日本酒
洋酒 果実酒
薬味酒

令和 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

「合掌土偶」商標使用許可申請書 (新規・継続)

下記のとおり商標を使用したいので、許可されるよう申請します。

記

1. 商 品 名 _____
2. 商品種類 第 _____ 類 _____
3. 商標種類 文字 図形 立体 (該当する項目に○をつける)
4. 商標の使用態様 _____
5. 販売開始(予定)日 _____
6. 備 考 _____

「合掌土偶」商標使用許可書

No.

使用者の住所 および氏名	
商品名	
商品種類	
商標の使用態様	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
遵守事項	(1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「® 5283716」、「® 5283717」又は「® 5283718」を、その商品、包装、広告等に明示すること。 (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。 (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。 (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。 (6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。 (7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。 (8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。 (9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。
備考	・当該商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開します。

上記のとおり「合掌土偶」の商標の使用を許可します。

令和 年 月 日

八 戸 市 長



令和 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

「合掌土偶」商標使用中止届

本件商標の使用を中止するので届け出ます。

記

1. 商 品 名

2. 商 品 種 類

第 類

3. 商 標 種 類

文字

図形

立体

(該当する項目に○をつける)

4. 販売中止(予定)日

5. 備 考

令和 年 月 日

様

八戸市長



「合掌土偶」商標使用不許可通知書

令和 年 月 日付で申請のありました「合掌土偶」商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので、通知します。

記

不許可の理由